# ◆事業再生ファンドに係る企業再生税制の特例の延長

## 【現状】

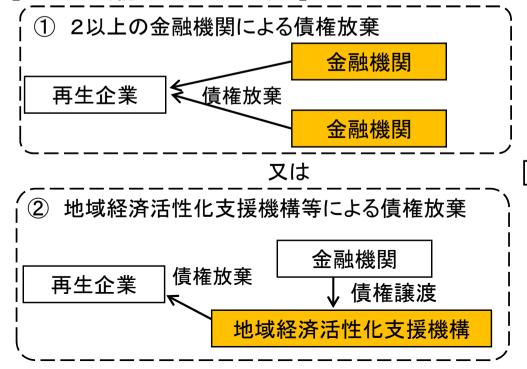
○ 企業再生税制については、中小事業者の再生を支援する観点から、平成28年3月末までの間、内閣総理大臣等が指定する事業再生ファンド(特定投資事業有限責任組合)により債権放棄が行われた場合についても、適用の対象となるよう措置されているところ。

# 【改正概要】

本特例について、適用対象者を限定(※)した上で、適用期限を3年延長する。

(※)平成21年12月4日(中小企業金融円滑化法の施行日)から平成28年3月31日までの間に、債務について金融機関から貸付け条件の変更を受けた法人に限定

### 【これまでも認められていたもの】



#### 【25年度改正により認められたもの(適用期限を3年延長)】

